

30川こ保第887号
平成30年9月25日

各認可外保育施設 施設長 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

認可外保育施設における事故報告の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市の認可外保育施設においては、事故が発生した場合には、児童福祉法施行規則第47条の7の2に基づき、市へ事故発生報告書を提出するものとされており、過去に公立保育所で用いられていた事故発生報告書を参考様式として配布するとともに、事案に応じて速やかな連絡と報告書の提出をお願いしてきたところです。

しかしながら、この間、公立保育所において、事故の発生状況や対応経過等の詳細な分析と事後の検証が、再発防止や事故発生時の迅速な対応につながることから、事故発生報告書の見直しが図られるとともに、国から特定教育・保育施設等における事故の報告等について通知があり、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事故に関しては、国への報告を徹底するよう要請があったことから、本市における事故報告の取扱いについて、次のとおり見直すこととしましたので通知いたします。

1 報告様式

通常の医療機関に受診となった場合等の報告は、従前どおり、市の新たな事故発生報告書様式によるか、それと同内容の園独自様式によるものとします。

さらに、上記重大事故の報告は、国の所定様式を用いてデータ送付によることとされていますが、市の新たな事故発生報告書様式によれば、いくつかの項目について、内容が引用されるようになっておりますので、追加で必要な項目のみ入力の上、併せて御報告ください。

2 報告期限

通常の医療機関に受診となった場合等の報告は、原則、事故発生から1か月後の状況確認を行った上で報告するものとします。

上記重大事故の報告は、国への第1報が原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）とされていることから、市への報告も同様の扱いとし、第2報は、通常の案件同様、事故発生の要因分析や検証等の結果と併せ、原則1か月以内の報告とします。

（保育支援係担当）

電話 044-200-3128